

三 監 第 6 5 号
平成 2 6 年 3 月 2 5 日

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様
三 島 市 議 会 議 長 土 屋 俊 博 様

三 島 市 監 査 委 員 松 岡 勇 夫

三 島 市 監 査 委 員 佐 藤 晴

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、平成25年度定期監査〔工事監査〕（第6号）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

- (1) 「谷田幸原線交差点改良工事」
工事担当課・事業担当課 都市整備部 都市整備課
- (2) 「菰池公園親水施設整備工事」
工事担当課・事業担当課 都市整備部 水と緑の課

2 監査の期間

平成25年12月2日から平成26年1月31日まで

3 監査の範囲

平成26年1月30日現在、施工中又は施工予定の監査対象工事のうち、監査委員が指定したもの

4 監査の方法

監査の対象工事に係る計画、設計、施工等が適切かつ効率的に執行されているか工事関係書類を審査するとともに、工事現場の实地調査を行った。

なお、技術調査業務を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、技術士の派遣を求め実施した。

5 監査の結果

監査の対象工事を監査した結果、当該工事は適正に実施されているものと認めた。

なお、書類整備等に係る軽易な指摘事項については、後日担当課より提出された資料により確認した。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

(1) 共通事項

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 設計図書等で明確に示していないもののうち特に意識して受注者に条件明示する必要のあるものは、施工条件（明示）書を発行することにより積極的に開示するよう検討されたい。

(2) 個別事項

ア 都市整備課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 施工計画書において、指示書の取り交わしによって設計図の変更が必要となっているところの施工方法等は、変更施工計画書を提出させ施工計画書を維持されたい。
- ② 路盤安定処理工において、バックホウによる地山と安定材の攪拌方法及び管理方法が施工計画書に定められていないので、施工方法及び管理方法を明確にし、施工計画書に追加して管理されたい。

イ 水と緑の課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 施工計画書の記述方法については、文書のみ記述であると誤解や錯誤を生じやすいので、施工計画書に図面等を添付されたい。